

施設等利用給付費助成要綱

(総則)

第1条 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条に規定する施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の利用に係る費用（以下「施設等利用給付費」という。）の助成については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 施設等利用給付費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、企業主導型保育施設を利用する児童の保護者であって、当該児童が次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則（平成27年横須賀市規則第24号）別表に掲げるC階層からD₇₋₁階層までに属する世帯の者及び同表に掲げるD₇₋₂階層に属する世帯のうち次のいずれかに該当する世帯の者又は前記以外の者で保護者が監護する3人目以降の子ども

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に掲げる特定教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者を除く。）の世帯及び市長がこれに類すると認める世帯

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定による療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2章の規定による特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいる世帯

カ 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(2) 企業主導型保育事業補助金実施要綱（平成29年4月27日内閣府子ども・子育て本部統括官、雇用均等・児童家庭局長連名通知）に規定する施設利用給付費の助成の対象となっていない者

(3) 市内に在住する者

（対象となる費用）

第4条 助成の対象となる費用は、施設等利用給付費のうち、次に掲げる費用を除いた費用並びに法第7条第10項第4号及び第6号から第8号までに掲げる子ども・子育て支援施設等における特定子ども・子育て支援に係る費用とする。ただし、1月当たり42,000円を限度とする。

(1) 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 企業主導型保育施設及び子ども・子育て支援施設等における行事への参加に要する費用

(3) 企業主導型保育施設及び子ども・子育て支援施設等に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、企業主導型保育施設及び子ども・子育て支援施設等において提供される便宜に要する費用のうち、企業主導型保育施設及び子ども・子育て支援施設等の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、対象者が負担するのが適当と認められるもの

（助成認定）

第5条 施設等利用給付費の助成を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、当該助成を求める申請に先立ち、市長に当該小学校就学前子どもに係る助成を受ける要件を備えることについての市長の認定（以下「助成認定」という。）を受けることを求める申請をし、その認定を受けなければならない。

2 助成認定の申請は、次に掲げる事項を記載した施設等利用給付助成認定申請書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所、生年月日及び連絡先

(2) 当該小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び申請者との続柄

(3) 保育の必要性の事由

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、

市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 第3条第1号に該当することを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、助成認定を行ったときは、その旨を当該助成認定を受けた保護者（以下「助成認定保護者」という。）に通知するものとする。

5 助成認定は、市長が定める期間内に限り、その効力を有する。

(助成認定の変更の申請)

第6条 助成認定保護者は、助成認定の内容に変更があった場合は、施設等利用給付助成認定変更申請書に変更の内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(助成認定の取消し)

第7条 市長は、次に掲げる場合は、助成認定を取り消すことができる。

(1) 助成認定保護者が、第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) その他市長が当該助成認定を取り消す必要があると認めたとき。

(助成の申請)

第8条 助成認定保護者は、施設等利用給付費の助成を受けようとするときは、施設等利用給付助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 企業主導型保育施設及び子ども・子育て支援施設等に支払った費用の額を証する書類

(2) 企業主導型保育施設及び子ども・子育て支援施設等のサービスの提供を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、施設等利用給付助成決定通知書によりその結果を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第10条 市長は、施設等利用給付費の助成の申請を行った保護者が、偽りその他不正の手段により助成を受けたとき又は助成に過納若しくは誤納があったときは、当該助成の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。